

# 1 趣 旨

## (1) 経営指標の意義

下水道事業の経営は、処理を行う規模、地理的条件や事業進捗度により様々であり、健全経営のための絶対的な基準を設定することは困難である。しかし、個々の下水道事業をこれらの基礎的な条件により類型化することにより、自団体と同じ類型に分類された他団体との比較分析を行い、各団体の特徴、問題点を把握することは可能であろう。

こうした観点から本指標では、処理区域内人口、処理区域面積 1ha あたり年間有収水量、供用後開始後年数により個々の事業を類型化し、類型ごとに経営分析に有効な指標について平均値を示し、さらに各類型に属する個々の事業体の数値を添付した。各団体は、本書を用いて、各経営指標について団体の数値と類型平均を比較・検討することにより、問題点や特殊性を明らかにし健全経営を行っていくうえでの参考とすることができる。

まず、「2 経営指標一覧」では、施設の効率性、経営の効率性の観点から経営指標をまとめ、各指標の算式、内容を示した。

次に、「3 利用方法」では、本書により、各指標を用いた経営分析の方法及び比較分析を行うに当たっての留意点を示した。

「4 事業別・類型別使用料等の概況」では、事業別に、類型ごとにその類型に属する事業数を示すとともに、1ヶ月 20 m<sup>3</sup>あたり一般家庭用使用料及び経費回収率の平均値の一覧を示し、類型別の傾向を容易に把握できるようにした。

「5 団体別類型一覧表」では各事業の類型分類を一覧で示し、「7 下水道事業比較経営診断表」において各団体の数値と類型平均値とを比較できるようにした。

「6 事業別・類型別平均値一覧」においては、4で示した指標以外についても、平均値を示した。

最後に、「8 個表」において各事業を類型ごとにまとめて、団体ごとの数値を表示した。

また、特定公共下水道は、事業数の少なさ等により類型分けが困難なため、分類を行っていないが、参考までに「8 個表」にはデータを掲載してある。

## (2) 分類区分とその考え方

### ア 規模別分類

経営規模の基準になるものは、処理区域内人口、処理能力、処理水量等が挙げられる。

処理区域内人口による区分は、従来から地方公営企業年鑑にも採用されている。また、経営指

標を利用する団体にとっては利用しやすく、簡明であることから、本書ではこの分類方法を採用した。

なお、処理区域内人口による分類は、公共下水道、特定環境保全公共下水道のみで行う。これら以外の事業については、処理区域内人口が少ないことから区分しない。

〔処理区域内人口別区分〕

【公共下水道】

- A 処理区域内人口 10 万人以上
- B 処理区域内人口 5 万人以上 10 万人未満
- C 処理区域内人口 1 万人以上 5 万人未満
- D 処理区域内人口 5 千人以上 1 万人未満
- E 処理区域内人口 5 千人未満

【特定環境保全公共下水道】

- A 処理区域内人口 5 千人以上
- B 処理区域内人口 5 千人未満

イ 地理的条件別分類

下水道事業の経営を左右する要因の一つとして、地理的条件による差異を挙げることができる。

地理的条件別分類の基準として、人口密度や単位面積あたり有収水量による密度等が考えられる。人口密度は、工場など事業所の立地状況が反映されない点に問題があるため、ここでは処理区域面積 1ha あたり年間有収水量（以下、「有収水量密度」という。）に基づく分類を行った。

〈有収水量密度別区分〉

- a 有収水量密度 7.5 千 $\text{m}^3/\text{ha}$  以上
- b 有収水量密度 5.0 千 $\text{m}^3/\text{ha}$  以上 7.5 千 $\text{m}^3/\text{ha}$  未満
- c 有収水量密度 2.5 千 $\text{m}^3/\text{ha}$  以上 5.0 千 $\text{m}^3/\text{ha}$  未満
- d 有収水量密度 2.5 千 $\text{m}^3/\text{ha}$  未満

#### ウ 事業進捗度別分類

下水道事業は一般に、長期の整備期間を要する。また、水洗化されて初めて使用料収入が計上されるものであるため、その経営状況は、事業の進捗度によって大きく異なるものとなる。事業の進捗度を的確に表す指標を設定することは困難であるが、供用開始後年数が事業の進捗状況を概ね表すものと考えられ、また簡明であることから、ここでは供用開始後年数を採用した。

##### 〈供用開始後年数別区分〉

- |   |       |             |
|---|-------|-------------|
| 1 | 供用開始後 | 25年以上       |
| 2 | 供用開始後 | 15年以上 25年未満 |
| 3 | 供用開始後 | 5年以上 15年未満  |
| 4 | 供用開始後 | 5年未満        |

### (3) 事業別類型区分

#### ア 公共下水道

東京都及び政令指定都市（以下「政令市等」という。）を1類型とし、その他の市町村については上記3区分（処理区域内人口別区分、有収水量密度別区分、供用開始後年数別区分）により類型化する。

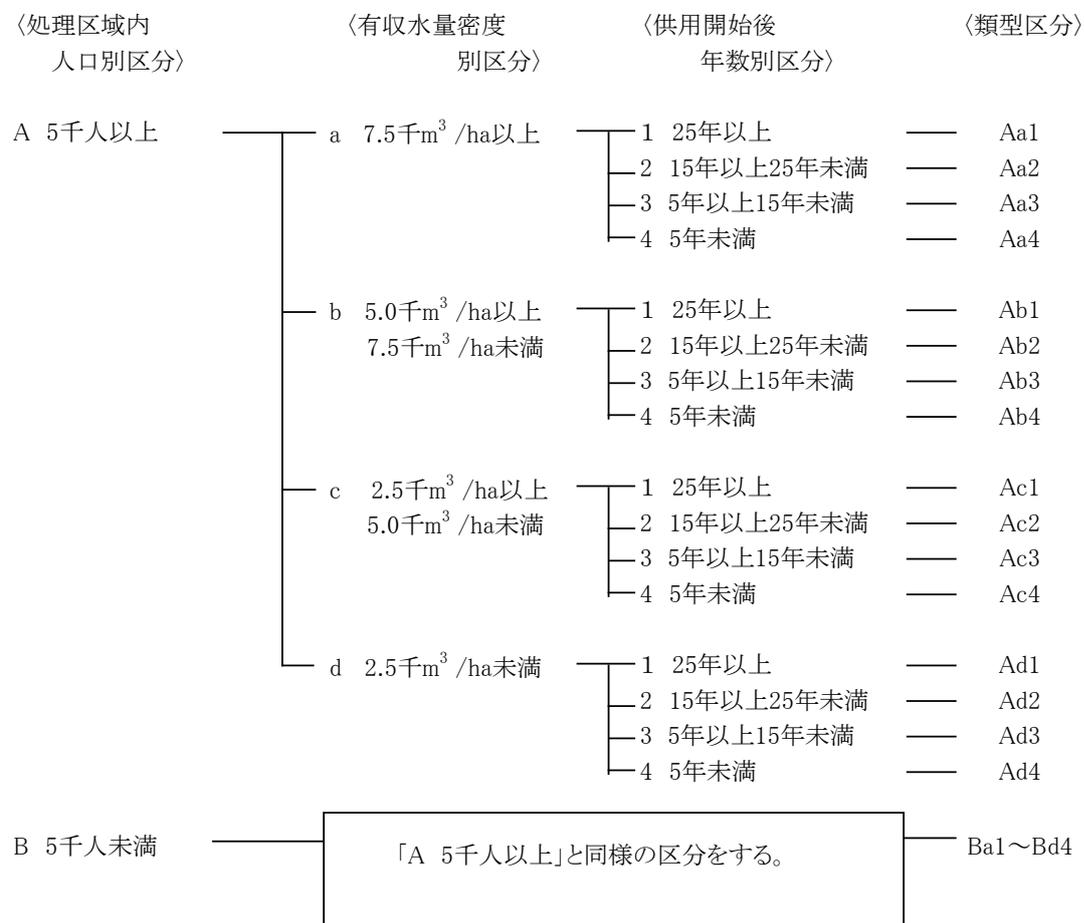
#### [類型区分一覧表] 公共下水道

〈処理区域内人口別区分〉	〈有収水量密度別区分〉	〈供用開始後年数別区分〉	〈類型区分〉
A 10万人以上	a 7.5千m <sup>3</sup> /ha以上	1 25年以上	—— 政令市等 —— Aa1
		2 15年以上25年未満	—— Aa2
		3 5年以上15年未満	—— Aa3
		4 5年未満	—— Aa4
	b 5.0千m <sup>3</sup> /ha以上 7.5千m <sup>3</sup> /ha未満	1 25年以上	—— Ab1
		2 15年以上25年未満	—— Ab2
		3 5年以上15年未満	—— Ab3
		4 5年未満	—— Ab4
	c 2.5千m <sup>3</sup> /ha以上 5.0千m <sup>3</sup> /ha未満	1 25年以上	—— Ac1
		2 15年以上25年未満	—— Ac2
		3 5年以上15年未満	—— Ac3
		4 5年未満	—— Ac4
	d 2.5千m <sup>3</sup> /ha未満	1 25年以上	—— Ad1
		2 15年以上25年未満	—— Ad2
		3 5年以上15年未満	—— Ad3
		4 5年未満	—— Ad4
B 5万人以上 10万人未満	「A 10万人以上」と同様の区分をする。		Ba1～Bd4
C 1万人以上 5万人未満			Ca1～Cd4
D 5千人以上 1万人未満			Da1～Dd4
E 5千人未満			Ea1～Ed4

イ 特定環境保全公共下水道

3区分（処理区域内人口別区分、有収水量密度別区分、供用開始後年数別区分）により類型化する。

**[類型区分一覧表] 特定環境保全公共下水道**



ウ 農業集落排水施設・漁業集落排水施設

有収水量密度別区分、供用開始後年数別区分によりそれぞれ類型化する。

**[類型区分一覧表] 農業集落排水施設、漁業集落排水施設**

〈有収水量密度別区分〉	〈供用開始後年数別区分〉	〈類型区分〉
a 7.5千m <sup>3</sup> /ha以上	1 25年以上 2 15年以上25年未満 3 5年以上15年未満 4 5年未満	—— a1 —— a2 —— a3 —— a4
b 5.0千m <sup>3</sup> /ha以上 7.5千m <sup>3</sup> /ha未満	1 25年以上 2 15年以上25年未満 3 5年以上15年未満 4 5年未満	—— b1 —— b2 —— b3 —— b4
c 2.5千m <sup>3</sup> /ha以上 5.0千m <sup>3</sup> /ha未満	1 25年以上 2 15年以上25年未満 3 5年以上15年未満 4 5年未満	—— c1 —— c2 —— c3 —— c4
d 2.5千m <sup>3</sup> /ha未満	1 25年以上 2 15年以上25年未満 3 5年以上15年未満 4 5年未満	—— d1 —— d2 —— d3 —— d4

エ 林業集落排水施設・簡易排水施設・小規模集合排水処理施設、  
特定地域生活排水処理施設・個別排水処理施設

有収水量密度別区分、供用開始後年数別区分によりまとめて類型化する。

**[類型区分一覧表] 林業集落排水施設・簡易排水施設・小規模集合排水処理施設、  
特定地域生活排水処理施設・個別排水処理施設**

〈有収水量密度別区分〉	〈供用開始後年数別区分〉	〈類型区分〉
a 7.5千m <sup>3</sup> /ha以上	1 25年以上 2 15年以上25年未満 3 5年以上15年未満 4 5年未満	—— a1 —— a2 —— a3 —— a4
b 5.0千m <sup>3</sup> /ha以上 7.5千m <sup>3</sup> /ha未満	1 25年以上 2 15年以上25年未満 3 5年以上15年未満 4 5年未満	—— b1 —— b2 —— b3 —— b4
c 2.5千m <sup>3</sup> /ha以上 5.0千m <sup>3</sup> /ha未満	1 25年以上 2 15年以上25年未満 3 5年以上15年未満 4 5年未満	—— c1 —— c2 —— c3 —— c4
d 2.5千m <sup>3</sup> /ha未満	1 25年以上 2 15年以上25年未満 3 5年以上15年未満 4 5年未満	—— d1 —— d2 —— d3 —— d4